

ネーミングライツスポンサー募集要領

市有施設におけるネーミングライツスポンサーを次のとおり募集します。なお、この募集要領に定めるもののほか、本市におけるネーミングライツの付与については、館林市ネーミングライツ事業実施要綱に定めるとおりとします。

1 目的

民間事業者により市有施設の愛称を決定する権利を付与し、その対価を施設の運営・維持管理費用に充てることで、市民サービスの向上を図ります。

2 募集を行う施設

(1) 対象施設及び希望契約価格

施設名	住所	希望契約金額 (円/年)※1
谷田川北部運動広場	赤生田本町 3831 番地の 3	300,000
高根中央公園	西高根町 31 番地内	300,000
東山運動広場	野辺町 769 番地の 6	300,000
大島東部運動広場	大島町字東部工業団地 6020 番地	300,000

※1 消費税及び地方消費税が別途加算されます。また、年度途中からの契約となった場合、命名権料は月割計算となります。

(2) 希望契約期間

スポンサーとの協議により決定した日から原則5年間

(3) 応募資格

館林市広告掲載要綱第3条に該当する業種又は事業者については、スポンサーとして採用することができません。

(4) 契約に伴う費用負担

費用負担の区分	市	スポンサー
ネーミングライツ料の支払		○
敷地内外の表示変更(施設看板、道路標識等)※1		○
パンフレット、封筒等の市の印刷物及び市ホームページの表示変更※2	○	

※1 敷地内外の表示の変更や新規看板等の設置については、市、関係機関等と協議のうえ決定をします。

※2 残部数や切替え時期等を考慮し、協議のうえ決定します。

3 募集期間及び応募時の提出方法

(1) 募集期間

令和5年6月1日(木)から(無期限)

(2) 提出書類

- ① 館林市ネーミングライツ事業応募申込書(別紙様式第1号)
- ② 事業者等の概要を記載した書類

- ③ 登記事項証明書(個人事業者は除く)
- ④ 直近1事業年度分の決算報告書及び事業報告書
- ⑤ 直近年度分の市税の納税証明書(市外の事業者等については住所地で発行)
- ⑥ ネーミングライツの応募理由(様式自由)

(3) 提出方法

メール、郵送又は持参にて市役所企画課政策推進係へ申込みをお願いいたします。応募申込書については、窓口で配付するほか市ホームページからダウンロードすることが可能です。

※ 持参の場合:土日・祝日を除く、8時30分から17時15分まで

(4) 注意事項

- ① 提出にあたっては、本要領のほか、館林市ネーミングライツ事業実施要綱、館林市広告掲載基準要綱の内容をご承知いただいたものとします。
- ② 誤字・脱字等の軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。
- ③ 提出に要する費用は、申込者の負担となります。
- ④ 提出された書類は返却いたしません。
- ⑤ 先着順とし、申込みがあり次第交渉を進めます。

4 選定の方法

- (1) 館林市ネーミングライツ事業審査会規則に基づく審査会において審査を行います。
なお、結果については採用者にのみ文書で通知します。
- (2) スポンサーとして適正であると判断された応募者と、契約に関する必要事項について協議を行った後、スポンサーを決定します。

5 契約の締結

スポンサーの決定後、市とスポンサーの間で契約を締結します。

6 契約の解除

原則として、契約期間内において契約を解除することはできません。ただし、指定した期日までにネーミングライツ料の支払がないとき、又はスポンサーの信用失墜行為等により当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、市は契約終了期日を待たず契約を解除できるものとします。この場合において、原状回復に係る経費は、スポンサーの全額負担とするほか、あらかじめ定められた違約金を市にお支払いいただきます。

7 問合せ・申込み先

〒374-8501 館林市城町1-1
館林市役所 政策企画部 企画課 政策推進係
電話 0276-47-5103(直通)
FAX 0276-72-3297
E-mail kikaku@city.tatebayashi.gunma.jp

8 その他

ネーミングライツの審査項目及び留意事項については、別紙のとおりです。

(別紙)

審査項目及び留意事項

● 審査項目

審査会では、市職員だけでなく当該施設に関係する有識者や市民を交え、次の項目を判断基準として審査します。

	審査項目	評価内容
1	契約価格	・応募金額の妥当性 ・他の応募者との相対評価 など
2	愛称案	・愛称の親しみやすさ、分かりやすさ ・施設のイメージとの整合性 など
3	応募の趣旨	・ネーミングライツの応募理由 ・地域貢献に対する考え方 など
4	信頼性	・経営の安定性 ・財務状況の健全性 など
5	その他、審査に必要と判断された事項	

● 留意事項

- (1) 市外の事業者でも応募可能です(住所地の納税証明書の提出が必要です)。
- (2) 希望契約価格よりも高額の金額を提示することも可能です。